		一般	廃棄物最終処分場維持管理記	令和7年9月	
施設主体名			京都市	埋立地面積	約 24 ha
施設名		名	京都市東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の杜)	埋立地容量	約 450万 ㎡

## 1 埋め立てた廃棄物の種類及び数量(速報値)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号イに規定する項目

点検月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃物(t)	106	80	121	86	64	77							534
残灰等(t)	1,037	977	485	680	994	758							4,931

## 2 擁壁点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号口に規定する項目

		. 1 2 2 1 1 2					210			,,,,,,,			
点検月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	凡例
尽快月口	4/15	5/6	6/3	7/1	8/1	9/2							<b>アレ19</b> リ
埋立用ダム	0	0	0	0	0	0							〇:異常なし
必要な措置を 講じた日	-	-	-	-	-	-							×:異常あり
措置の内容	_	-	_	_	_	_							●:改修済み

## 3 遮水工点検(鉛直遮水工)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号ハに規定する項目

元米がりた	<b>三</b> 元人 U	מישות בו	N J WILL	1 + 1 C   1 .	シアンコンコー	<u> コ                                   </u>	- v	77.71	T ',, ', ',	-//////	חאים		
点検月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	凡例
点接力口	4/14	5/20	6/16	7/14	8/18	9/17							ניקו די
遮水工	0	0	0	0	0	0							〇:異常なし
必要な措置を 講じた日	-	-	-	-	-	-							×:異常あり
措置の内容	-	-	-	-	-	-							●:改修済み

# 4 浸出液処理設備点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号トに規定する項目

点検月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	凡例
点恢万口	4/28	5/27	6/26	7/24	8/27	9/18							アモカリ
浸出水 前処理施設	0	0	0	0	0	0							〇:異常なし
必要な措置を 講じた日	1	-	-	1	ı	1							×:異常あり
措置の内容	-	-	_	-	-	-							●:改修済み
点検月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	凡例
从快力口	4 /00												ノレフリ
	4/28	5/27	6/26	7/24	8/27	9/18							
浸出水 処理施設	4/28 O	5/27	6/26 O	7/24	8/27 O	9/18 O							〇:異常なし
		-											O:異常なし ×:異常あり

#### 5 周縁水域地下水の水質検査(毎月及び年1回の測定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号二, ホに規定する項目

観測井戸	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
W-D-1	採取年月日	4/3	5/8	6/5	7/3	8/7	9/4						
(上流)	測定結果の得られ た年月日	4/14	5/20	6/16	7/14	8/18	9/17						
塩化物	イオン (mg/L)	2.5	2.5	2.5	3.0	2.6	2.8						
電気伝導率(mS/m)		17.5	18.0	17.3	16.1	17.8	20.8						
観測井戸	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
NO. B	採取年月日	4/3	5/9	6/5	7/3	8/7	9/4						
(下流)	測定結果の得られ た年月日	4/14	5/20	6/16	7/14	8/18	9/17						
塩化物	イオン (mg/L)	1.9	1.8	1.8	2.1	1.9	2.0						
電気伝導率(mS/m)		11.0	11.9	11.6	11.9	13.4	12.9						

注1 水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号) において環境大臣の定める方法による。

項目	単位	W-D-1 (上流)	No. B (下流)	基準値	定量下限値
採取年月日	_	令和7年5月8日	令和7年5月9日	-	_
測定結果の得られた年月日	-	令和7年5月20日	令和7年5月20日	-	-
カドミウム	mg/L	0.0012	ND	0.003	0.0003
全シアン	mg/L	ND	ND	検出されないこと	0.1
鉛	mg/L	ND	ND	0.01	0.001
六価クロム	mg/L	ND	ND	0.05	0.005
砒素	mg/L	0.004	ND	0.01	0.001
総水銀	mg/L	ND	ND	0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	ND	ND	検出されないこと	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	ND	ND	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	0.02	0.002
四塩化炭素	mg/L	ND	ND	0.002	0.0002
1, 2ージクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.004	0.0004
1, 1ージクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.1	0.01
1, 2ージクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.04	0.004
1, 1, 1ートリクロロエタン	mg/L	ND	ND	1	0.1
1, 1, 2ートリクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.01	0.001
1, 3ージクロロプロペン	mg/L	ND	ND	0.002	0.0002
チウラム	mg/L	ND	ND	0.006	0.0006
シマジン	mg/L	ND	ND	0.003	0.0003
チオベンカルブ	mg/L	ND	ND	0.02	0.002
ベンゼン	mg/L	ND	ND	0.01	0.001
セレン	mg/L	ND	ND	0.01	0.001
1, 4ージオキサン	mg/L	ND	ND	0.05	0.005
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.002	0.0002
採取年月日	_			_	_
測定結果の得られた年月日	-			-	-
ダイオキシン類 注1.水質検査の方法は、一般廃棄物の	pg-TEQ/L	· /** · ** · · · · · · · · · · · · · · ·		1	

## 6 放流水の水質検査(毎月及び年1回の測定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第一項第四号二, ホに規定する項目

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	定量下 限値
試料採取 年月日	4/4	5/13	6/6	7/1	8/5	9/2							-	_
結果の得ら れた年月日	4/11	5/26	6/16	7/7	8/22	9/9							-	-
水素イオン 濃度(pH)	6.8	7.2	7.4	7.1	7.1	7.5							5.8 <b>~</b> 8.6	_
浮遊物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND							60	1
化学的酸素要 求量(mg/L)	1.1	1.6	1.5	1.7	2.2	1.9							90	0.5
生物化学的酸 素要求量 (mg/L)	0.8	0.5	ND	ND	0.9	0.6							60	0.5
全窒素 (mg/L)	6.7	5.3	6.7	9.9	6.4	6.6							120*	0.05

注1 水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号) において環境大臣の定める方法による。 注2 測定結果におけるNDとは「検出されず(定量下限値未満)」を示す。

※ 日間平均値の基準値としては60mg/ 項目	単位	最終放流水	基準値	定量下限値
採取年月日		令和7年5月13日	-	-
測定結果の得られた年月日		令和7年5月26日	-	-
カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	0.03	0.003
シアン化合物	mg/L	ND	1	0.1
有機燐化合物	mg/L	ND	1	0.05
鉛及びその化合物	mg/L	ND	0.1	0.01
六価クロム化合物	mg/L	ND	0.5	0.025
砒素及びその化合物	mg/L	ND	0.1	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	ND	0.005	0.0005
アルキル水銀化合物	mg/L	ND	検出されないこと	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	ND	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	ND	0.1	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	ND	0.1	0.01
ジクロロメタン	mg/L	ND	0.2	0.02
四塩化炭素	mg/L	ND	0.02	0.002
1, 2ージクロロエタン	mg/L	ND	0.04	0.004
1, 1ージクロロエチレン	mg/L	ND	1	0.1
シスー1, 2ージクロロエチレン	mg/L	ND	0.4	0.04
1, 1, 1ートリクロロエタン	mg/L	ND	3	0.3
1, 1, 2ートリクロロエタン	mg/L	ND	0.06	0.006
1, 3ージクロロプロペン	mg/L	ND	0.02	0.002
チウラム	mg/L	ND	0.06	0.006
シマジン	mg/L	ND	0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/L	ND	0.2	0.02
ベンゼン	mg/L	ND	0.1	0.01
セレン及びその化合物	mg/L	ND	0.1	0.01
1, 4ージオキサン	mg/L	ND	0.5	0.05
ほう素及びその化合物	mg/L	ND	50	11
ふっ素及びその化合物	mg/L	ND	15	0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	4	200*1	1
ノルマルヘキサン抽出物質量(鉱油類含有量)	mg/L	ND	5	0.5
ノルマルヘキサン抽出物質量(動植物油脂類含有量)	mg/L	ND	30	0.5
フェノール類含有量	mg/L	ND	5	0.1
銅含有量	mg/L	ND	3	0.3
亜鉛含有量	mg/L	0.007	2	0.001
溶解性鉄含有量	mg/L	ND	10	1
溶解性マンガン含有量	mg/L	ND	10	1
クロム含有量	mg/L	ND	2	0.2
大腸菌数	CFU/ml	ND	800	1
燐含有量	mg/L	0.006	16**2	0.003
採取年月日			-	-
測定結果の得られた年月日			-	-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	が充業家畜物の果然加入担にぼる井	10	

<sup>|</sup> アイオ・アン 現 | pg | i Cu/ L | 注1 水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号) において環境大臣の定める方法による。注2 測定結果におけるNDとは「検出されず(定量下限値未満)」を示す。注3 基準値における「検出されないこと」とは、当該測定方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量下限を下回ることをいう。

<sup>※1</sup> アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。 ※2 日間平均値の基準値としては8mg/L以下。